

救助隊訓練付帯施設 耐震診断及び補強計画策定業務委託に係る

特記仕様書

令和2年4月  
熱海市

## 1. 業務名称 救助隊訓練付帯施設 耐震診断及び補強計画策定業務委託

### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称:消防団第二分団詰所
- (2) 敷地場所:熱海市福道町 6-50
- (3) 施設用途:消防団詰所
- (4) 構造・規模:

建物名	構造・階数	建築面積	延床面積	建設年数
消防団第二分団詰所	地上4階 地下1階	245.04 m <sup>2</sup>	600.40 m <sup>2</sup>	昭和 50 年

### 3. 設計業務の範囲

耐震診断・耐震補強計画

- (1) 耐震診断・耐震補強計画の要件は下記による。

なお、既存図面は貸与する。

建物名	既存図面等の有無		
	意匠図	構造図	構造計算書
消防団第二分団詰所	有・無	有・無	有・無

(ア) 受託者は、貸与資料を損傷又は紛失した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

(イ) 受託者は、特記仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(ウ) 受託者は、貸与資料の必要がなくなった場合は、速やかに委託者に返却しなければならない。

- (2) 目標とする耐震性能

(ア) 各階の構造耐震指標

$IS \geq IS_0 (ES \times G \times U = 0.6 \times 1.0 \times 1.0 = 0.6)$ とする。

(イ) 各階の保有水平耐力に係る指標

$CTU \cdot SD \geq 0.3 \times G \times U$

(ウ) 耐震補強計画にあたっては、現地調査(経年劣化、設計図書等との相違等)を十分に行い、既存建築物の耐震性状を的確に把握して行うこと。

(エ) 施工性を十分に考慮した補強計画とすること。施工の難易度が著しく高い場合は、監督員と協議すること。

- (オ) 耐震補強計画は、原則として電算ソフトを使用するものとし、使用ソフトについては、監督員の承認を得ること。
- (カ) 耐震補強計画は、耐震診断基準の「2次診断」で行うことを基本とする。
- (キ) 庇等の水平突出物は、地震時の上下動による安全性を検討し、落下のおそれのある箇所については、補強を行うこと。
- (ク) 耐震補強計画は、評定を得ないものとする。

#### 4. 業務の着手

- (1) 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き契約締結後 10 日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務代理人等が設計業務の実施のため監督員と打合せを開始することをいう。

#### 5. 適用基準等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、次に定める基準等(以下「適用基準」という。)に準拠して実施するものとする。(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の基準等は、最新版を適用する。)
  - ① 公共建築工事積算基準
  - ② 公共建築工事共通費積算基準
  - ③ その他関係法令・関係基準で定めるもの。
- (2) 受託者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

#### 6. 提出書類

- (1) 受託者は、契約書、仕様書等に定める関係書類を遅延なく監督員へ提出するものとする。なお、様式が定められていないものは、受託者において様式を定め提出するものとする。

##### (2) 耐震診断・耐震補強計画

###### (ア) 成果物

耐震診断・耐震補強計画報告書(以下の事項を記載又は添付すること。)

建築物の名称、所在地、用途、設計者の名称、住所、設計年月日等、

施工者の名称、住所、施工年月日等

既存建築物の耐震性状

構造部材強度(コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他)

補強計画結果の概要

建築物の性質

総合所見

平面図、軸組図、電算入力・出力データ等

既済コンクリートの試験結果

外観写真

耐震補強工事にかかる想定工程表

耐震補強工事にかかる概算工事費調書

その他監督員の指示するもの

(イ) 提出部数等

成果物は、ファイル綴じ 2 部提出。電子納品は DVD-R にて 2 部提出とする。

(ウ) 既存躯体コンクリートの圧縮試験結果及び中性化試験は下記要領により行こと。

コンクリートの強度は、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針・同解説」(2001 年改訂版または 2017 年改訂版)の 2. 5.1(1)に示されている平均値に標準偏差を考慮して算定した推定強度( $\sigma_B$ )とする。

建物名	調査箇所・本数	調査・復旧方法
消防団第二分団詰所	袖壁等(腰壁は不可) 各階 3 本 計 15 本 (足場設置不要範囲)	既存躯体からコンクリートコア(100φ)を採取し、圧縮・中性化試験を行う。 復旧は無収縮モルタル充填のみをし、その他仕上塗装等の復旧は行わない。

概算工事調書は、「学校施設の耐震補強マニュアル」(2003 年改訂版)の内「2.3 耐震補強工事の標準的な経費」に基づき作成すること。

## 7. 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後 10 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (3) 監督員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## 8. 打合せ及び記録と報告

- (1) 受託者は、業務の方針、条件等に疑義が生じた場合は、監督員と書面により協議しなければならない。打合せ内容は、その都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務代理人は、業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と綿密に打合せを行い、その結果を打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

## 9. 条件変更等

- (1) 受託者は、設計図書に表示が明確でないことや履行条件及び実際の履行場所が一致しないとき、あるいは予期することのできない特別の状態が生じた場合には、委託者にその旨を通知し、確認を求めなければならない。
- (2) 委託者は、前項の申出を受けたときは、適切な措置を講じるものとする。

## 10. 一時中止等

- (1) 委託者は、必要と認める場合は、書面により受託者に通知して、業務内容を変更し、又は業務の全部又は一部を中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面をもって定めるものとする。
- (2) 業務の変更又は一部中止に伴う費用の増加を必要とし、又はこれにより受託者が損害を受けたと認められるときは、委託者は、当該増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、受託者と委託者とが協議して定めるものとする。

## 11. 契約内容の変更

- (1) 委託者は、必要があると認めるときは、書面により受託者に通知して、業務内容を変更し、又は業務の全部又は一部を中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面をもって定めるものとする。
- (2) 前項の場合において、業務の内容の変更又は一部中止を伴う費用の増加を必要とし、又はこれにより受託者が損害を受けた認められるときは、委託者は当該増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

## 12. 履行期間の変更

- (1) 委託者は、天候の不良その他その責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないときは、委託者に対して遅延なく、その理由を明らかにした書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、委託者と受託者とが協議して書面をもって定める。

## 13. 業務完了報告

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、遅延なく書面により委託者に報告しなければならない。

## 14. 検査及び引渡し

- (1) 委託者は、業務の完了の報告を受けたときは、その日から起算して14日以内に業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- (2) 前項の規定による検査を完了したときは、業務の成果品の引渡しが行われたものとみなす。
- (3) 受託者は、第1項の検査の結果、当該成果品の修補を命ぜられたときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前条及び前2項の規定を適用する。

## 15. 安全等の確保

- (1) 受託者は、履行場所で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、施設管理者、施設利用者、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、利用場所で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう設計業務等関係者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

## 16. その他

- (1) その他の定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とで協議して定めるものとする。